

令和8年度入札・契約制度改善内容

1 低価格入札者に対する排除措置等の見直し

平成22年度から、本県発注の工事では、適正な見積りに基づく競争環境を確保するため、低入札を繰り返す業者を入札から排除する「低価格入札者排除措置」を設けている。

また、令和7年6月から、入札執行過程における秘匿性・公平性を確保するため、調査基準価格・最低制限価格の算出にあたり「ランダム係数」を導入している。

今後も安易な低入札には厳しく対応するスタンスは堅持していくが、令和8年度から、排除措置の対象を調査基準基本価格（最低制限基本価格）未満の応札に見直す。

また、調査基準基本価格・最低制限基本価格及びランダム係数値を事後公表する。

【低価格入札者排除措置】

四半期ごとの基準日における低入札回数が、

- ・ 2回の業者 : 基準日の翌々月から起算して3ヶ月間入札から排除
- ・ 3回以上の業者 : 「2回を超える回数×1ヶ月」を排除期間に加算（最長6ヶ月）

【ランダム係数】

開札時に電子入札システムが自動的に算出する1.000～1.005までの無作為の数字。

【調査基準価格・最低制限価格の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格} &= \text{調査基準基本価格} \times \text{ランダム係数} \\ \text{最低制限価格} &= \text{最低制限基本価格} \times \text{ランダム係数} \end{aligned}$$

《改善理由》

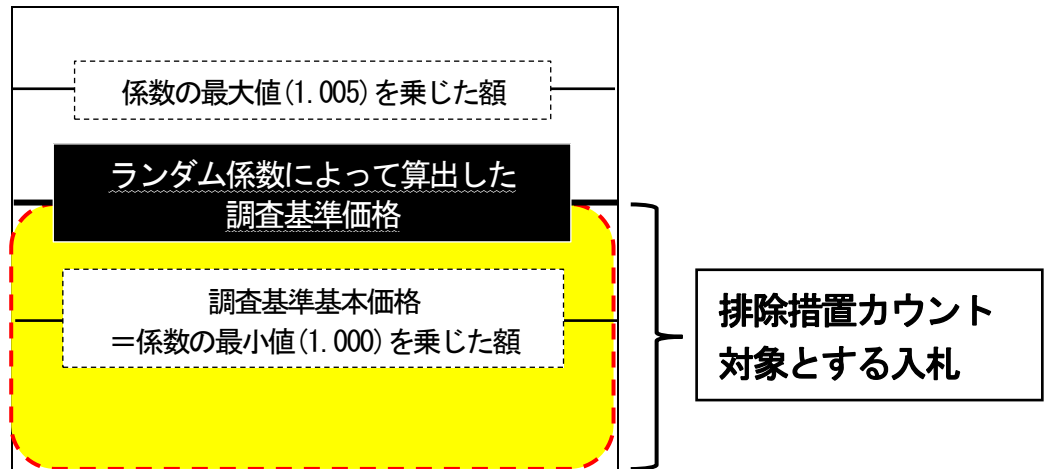
適正な見積りに基づく競争環境の確保と業者の真摯な見積りの尊重を図るため。

《適用時期》

令和8年4月以降に開札を行う工事から適用（ランダム係数値の公表は関連システムの改修後）

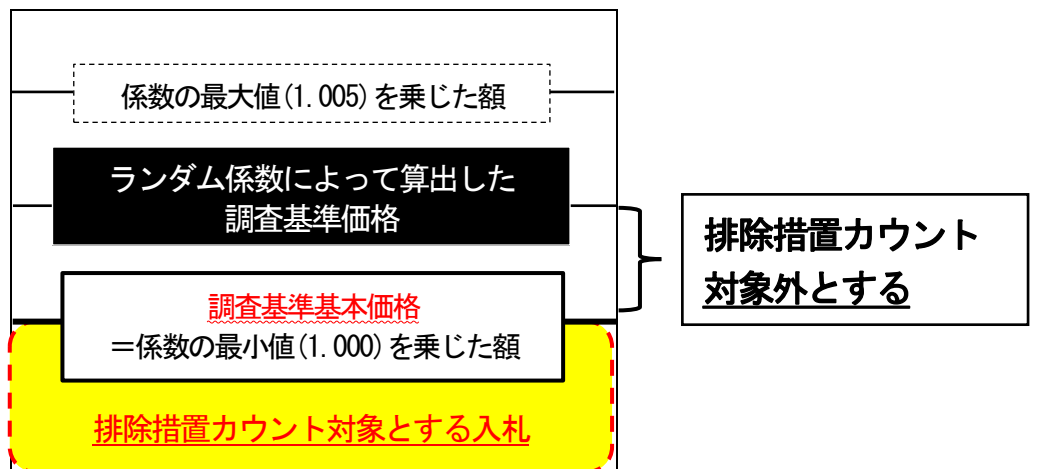
(現状)

「調査基準価格 (最低制限価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



(見直し後)

「調査基準基本価格 (最低制限基本価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



※調査基準基本価格 (最低制限基本価格) は、設計 (積算) 金額に所定率を乗じて算出する。所定率は公表している。